設問A→赤色
設問B→水色

日　本　史

第 1 問　　知識は不要→記述力が問われる問題

次の(1)～(4)の文章を読んで，下記の設問Ａ・Ｂに答えよ。解答は，解答用紙(イ)の欄に，設問ごとに改行し，設問の記号を付して記入せよ。

(1)　律令制のもと，中央政府から諸国への連絡には文書が用いられた。その際，たとえば改元のように，全国一律に同じ内容を伝える場合には，各国宛てに１通ずつ作成されるのではなく，あわせて８通の文書が作成され，中央政府から畿内や七道の諸国に伝達された。受けとった国司はそれを写しとり，国内で施行したものとみられる。

8通の文書→ 畿内に1通、七道それぞれに1通ずつで7通 →各地域の国司が写しとって自国で施行

(図解)
3月23日 中央政府
↓
4月8日 伯耆国
↓
4月10日 出雲国
↓
隠岐国、石見国
※伯耆国は鳥取県に当たる

(2)　734 年に出雲国が中央政府や他国との間でやりとりした文書の目録によれば，３月 23 日に中央政府が出雲国に宛てて発給した文書が，４月８日に伯耆国（ほうきのくに）を通過し，４月 10 日に出雲国に到着したことが知られる。また出雲国を経由して，隠岐国や石見国に文書が伝達されることもあった。

中央政府に近い順に文書が伝達

(3)　石川県で発掘された木札には，849 年の郡司の命令が記されていた。そのなかで郡司は，国司からの命令を引用した上で，管轄下の役人に対し，その内容を道路沿いに掲示し，村人たちに諭し聞かせるようにと指示している。この木札には，一定期間，屋外に掲示されていた痕跡が残っている。

木札に記して掲示 ←命令→ 諭し聞かせる

(4)　奈良時代の村落における農耕祭祀の様子を伝える史料によれば，祭りの日には酒や食事が用意され，村の成人男女が集合すると「国家の法」が告知され，その後に宴会がおこなわれたという。

みんなが集まる祭で告知することで周知を徹底

設　問

A　中央政府から諸国に命令を伝えるときに，都から個別に使者を派遣する場合もあったが，そうではない場合はどのような方法がとられていたか。2行以内で述べよ。

条件　主題

B　諸国では，どのようにして命令が民衆にまで周知されたと考えられるか。具体的な伝達方法に注意しつつ，4行以内で述べよ。

主題　条件